

大阪府暴力団等排除対策会議設置要綱

(目的)

第1条 暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止するとともに、これにより府の事務若しくは事業、府の区域における事業活動又は府民の生活に生ずる不当な影響を排除するため、大阪府暴力団等排除対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(対策会議の組織)

第2条 対策会議は、議長及び委員をもって構成する。

2 議長は知事をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 対策会議の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 暴力団の排除に関する総合的な施策の検討・実施・調整に関すること。

(2) 暴力団等からの職員への不当な要求や圧力を排除するための全庁統一的対策の検討に関すること。

(3) 公共工事等に対する暴力団の介入を防止するための対策の検討に関すること。

(4) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置等及び注意喚起措置等に関すること。

(5) その他対策会議の目的を遂行するために必要と認められる事項に関すること。

(運営)

第4条 対策会議は、議長が召集し、これを主宰する。議長が不在のときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 対策会議に幹事会を置く。幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会の所掌事務は、第3条第1号から第3号まで及び同第5号とする。

3 幹事会は、政策企画部危機管理室治安対策課長、総務部法務課長又は総務部契約局総務委託物品課長が招集し、これを主宰する。

(入札参加除外部会及び地域連絡会)

第6条 対策会議に、入札参加除外部会（以下「部会」という。）及び地域連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 対策会議は部会に第3条第4号に関する事務を委ねることができるものとする。

3 部会及び連絡会の委員及び運営に関する必要な事項は別に定める。

(会議の庶務)

第7条 対策会議の庶務は政策企画部危機管理室治安対策課、総務部法務課及び総務部契約局総務委託物品課において行う。

(会議の非公開)

第8条 会議は非公開とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

大阪府建設工事暴力団対策措置要綱は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

